2017年11月（第2版　新記載要領に基ずく改訂）　　製造販売届出番号　13B3X00243000020
2005年04月（新様式第1版）

機械器具（６８）印象採得又は咬合採得用器具

一般医療機器　歯科用咬合器　10201000

ＰＬ咬合器

【形状･構造及び原理等】
ＰＬ咬合器は補綴物を製作するにあたり、作業模型及び対合歯模型を装着する為の器具である。

［形状・構造等］
１）形状

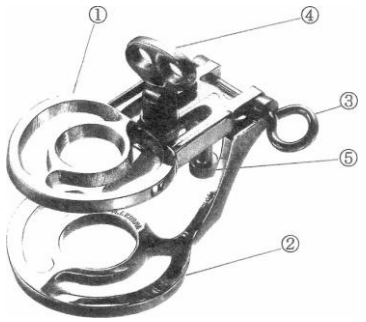

２）材質・組成
①上　顎　　：真鍮
②下　顎　　：真鍮
③横　ピ　ン　：真鍮
④蝶　ネ　ジ　：真鍮鋳物
⑤高さ調整ネジ：真鍮

【使用目的又は効果】
補綴物を制作時に模型を装着する為の器具

【使用方法等】
１）作業模型と対合歯模型を固定する。
２）固定した後、本品下顎部分に石膏を盛りその上に模型を取り付ける。
３）同様に上顎部分にも石膏を盛り付け模型を装着する。

【使用上の注意】
〈重要な基本的注意〉
１）患者ごとに【保守・点検に係る事項】に記載する方法及び条件で滅菌前の洗浄・滅菌を行い使用すること。
２）本製品の使用によりアレルギー反応が現れた場合は直ちに使用を中止すること。
３）破損等の原因になるので以下は行なわないこと。
①本製品に対する改造（曲げ・切削等）
②粗雑な扱い（キズを付ける・落下させる・強い衝撃を与える等）
③バーナーを用いた加熱。
４）使用の際は無理な角度・過度の加圧を避けること。
５）薬液等が付着した場合腐食するおそれがあるので注意すること。
６）本品及び破折片等の誤飲に注意すること。

【保管方法及び有効期間等】
「保管の条件」
①長時間の日光などの紫外線を避けて保管してください。
②火気の近くに保管しないでください。
③腐食を避ける為､錆びている物と一緒に保管しないでください。
④化学薬品と一緒に保管しないでください。
⑤破損しないように金属等重たい物と一緒に保管しないでください。
⑥水分が付着したまま長時間放置すると錆染み等の原因となることがあるので、洗浄、滅菌後は十分に乾燥させてから保管すること。

【保守・点検に係る事項】
〈使用者による保守点検事項（日常点検）
１）使用前・使用後に以下について点検すること。
①本品の洗浄は、水、お湯等できれいに洗浄してください。
・洗浄後の器具は十分に乾燥してから保管すること。水分が付着したまま長時間放置すると錆びの原因になります。
②本製品は同じサイズであっても１組１組がセットになっておりますので組間違わないように注意してください。
③各部品の動きが正常か確認する。
③磨き粉、金属ウール、金ブラシの使用禁止
・劣化の原因になるので洗浄の際、磨き粉や金属ウール、金ブラシを使用しないこと。
④必ず使用前、使用後に器具の点検をすること。

２）使用前に本製品の外観の汚れ、破損、ヒビ、キズ、腐食及び劣化等の異常がないかについて点検すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】
製造販売業者　：有限会社 秋山歯科器具製作所
電話番号　　：０３－３８７１－６５２２
製造業者　　：有限会社 秋山歯科器具製作所